

大阪市立大和田小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自尊感情を高め多様性に対する理解を深める子ども」の育成のために「大和田小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいる。

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動とるための判断力や指導力を高めなければならない。学校、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめを発見した場合には的確・迅速にこれに対処するための具体的行動がとれるように常に心がけなければならない。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない楽しい学校づくり
- ② 児童の自尊感情を高めるための取り組み
- ③ いじめ防止のための校内組織「大和田小学校いじめ防止委員会」の確立
- ④ 家庭・地域・関係諸機関との連携

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。そのためには、個々の児童の自尊感情を高め、多様性に対する理解を深めるための学校の環境作りが大切である。そこで、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 授業改善について

- ① 学習環境、学習規律を整え、挙手、起立、発言、着席、あいさつ等の学習への気持ちを向ける取り組みを実施する。
- ② すべての教員による研究授業・授業公開を通して授業法、指導法を工夫・改善し、「わかる、できる」を体感させる授業展開を図る。
- ③ コミュニケーション能力を高める学習活動を授業に位置づけ、個々の児童の考えが生きる楽しい授業づくりを図る。

(2) 自尊感情を高めるために

- ① 少人数の集団による話し合い活動等を取り入れ、個々の児童の存在感・帰属感を育てる。
- ② 縦割り班を生かした活動を増やし、異学年の交流を図る。
- ③ 互いの特性を理解し、個性を認め合える集団作りを進める。
- ④ 指導者が具体的な褒めるポイントを身に付け、家庭や地域に広げていく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育・特別活動の充実を図り、いじめに対する認識やいじめを許さない意識を高め、児童の豊かな心を育成する。
- ② 各学級のきめ細やかな集団育成で、おかしいと思ったことは何でも言える人間関係を育成する。
- ③ いじめに対して、加害者も傍観者も同じ立場であることを人権教育の視点から学べるようにし、いじめに対して正義感をもって立ち向かう態度を育成する。
- ④ 学期に1回以上「いじめ・いのちについて考える日」を設定し、児童朝会で校長から講和を行い、各学級で、いじめについて、いのちに大切にすることについて考える活動を行う。

4. いじめの早期発見についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童の行動観察を授業時はもちろん、休憩時間等の人間関係も含めて行うことにより、日常の生活状況を正確に把握する。

② いじめのアンケートを実施し、個々の児童の状況や、思いをしっかりとらえるいじめと認識しがたい事例があれば、専門機関にも相談し、適切且つ迅速な対応を図る。

③ いじめに関する研修を実施し、常にいじめを認識した指導を進める。

④ 家庭・地域・関係諸機関との連携を行い、早期解決を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① 「いじめかな」「いじめでは」と捉えた事案については、速やかに管理職に報告する体制を整える。

② 事案については、教職員すべてが認知し、観察・指導に当たれるようとするため、全体で共通理解する。

③ 被害児童の保護、加害児童への指導は、早急に「いじめ防止委員会」として方針を立て、組織として共通理解に上に立った指導を行う。

④ 家庭・地域・関係諸機関との連携を行い、早期解決を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 組織名 「大和田小学校いじめ防止委員会」

② 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育部長、学年主任

※ 事案に応じて、学級担任、養護教諭等関係教職員を加える。

③ 活動内容

- ・基本方針に基づき、年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動にかかる情報の収集や記録・共有を行う

- ・学期に1回委員会を開き、実態の確認をする。

④ 年間計画

- ・いじめ・いのちについて考える日

(5月14日を始めとし、学期に1回、年間3回実施予定)

- ・調査等 児童対象いじめアンケート調査 年3回 (5月・11月・2月)

- ・研修会 人権教育研修会 年2回 (5月・1月) 以上

児童実態連絡会 年1回

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① 学校の様子をホームページや学校だより等で情報発信し、いじめ防止の啓発を行う。

② 学校協議会で、児童の実態について意見交流し、地域での生活の様子も含め、児童の生活を確認するとともに、協力体制を確立する。

③ 懇談会等の機会や家庭への連絡を密にし、保護者との連携を確立する。

(3) 取組内容の検証

① 「運営に関する計画」の評価の中で、学校全体としての取り組みを通して、いじめや生活指導面での取り組みを位置づけ、取り組みに関して振り返る。

② いじめが発生した場合は、取り組みの中で何が不十分だったのか十分検討し、いじめの再発防止に努める。

7. 重大事案への対処

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合は、教育委員会に一報を入れ、連携して調査及び対応を行う。
- ② 学校の対応としては、防止委員会として調査組織を設置し、事実関係を正確に把握する。事実関係の上に立ち、対応策を検討し、関係者・関係機関と協議・連携し問題の解決にあたる。
- ③ 被害児童及びその保護者へは適切な情報提供を行う。
- ④ 問題の対応に当たっては、関係者に対して正確な事実を伝え、関係者に対しての誠実な対応を行う。対外的な対応の窓口は管理職に一本化する。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

